

# 令和5年度 第1回 山形市成年後見推進協議会

日時 令和5年8月1日（火） 15：00～  
会場 市総合福祉センター 2階 交流ホール

## 次 第

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 報 告

(1) 中核機関（山形市成年後見センター）の活動状況 … 資料1

(2) 各団体・機関の活動状況 … 資料2

(3) 後見人等報酬助成制度の申請期限設定について … 資料3-1・3-2

### 4 協 議

(1) 「山形市成年後見制度利用促進基本計画」改訂版の策定について  
… 資料4-1・4-2

(2) その他

### 5 閉 会

### 山形市成年後見推進協議会 委員名簿

任 期 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

(敬称略、順不同)

番号	氏 名	役 職	備考
1	豊田 正利	東北文化学園大学現代社会学部現代社会学科 教授	会長
2	金山 裕之	山形県弁護士会 高齢者・障がい者に関する委員会 委員長	職務代理者
3	石沢 光康	成年後見センター・リーガルサポート山形支部長	
4	柴田 邦昭	山形県社会福祉士会 業務執行理事(兼)事務局長	
5	中村 雄二郎	山形県行政書士会	
6	横川 信弘	山形さくら町病院 副院長	
7	山本 元	山形市民生委員児童委員連合会 常任理事	
8	會田 雄	山形県知的障がい者福祉協会 相談支援部会副部長 向陽園地域生活支援センター心音	
9	山川 貴大	山形市地域包括支援センター 権利擁護部会 代表 たきやま地域包括支援センター	R5.5月 交代
10	田中 健	山形市障がい者自立支援協議会 ゆあーず 相談支援専門員	R5.4月 交代
11	千葉 一成	やまがた市民後見サポートセンター 理事長	
12	板垣 洋子	山形県健康福祉部高齢者支援課長	欠席

#### オブザーバー

1	加藤 豊樹	山形家庭裁判所 訟廷管理官	
---	-------	---------------	--

#### 山形市福祉推進部

1	松浦 雄大 福祉推進部長
2	阿部 伸也 福祉推進部長寿支援課長
3	佐藤 恵美子 長寿支援課課長補佐
4	進藤 義悦 長寿支援課ようご支援係長
5	近江 十賢 長寿支援課ようご支援係 社会福祉士
6	佐藤 明日香 長寿支援課ようご支援係 社会福祉士
7	丹野 俊郎 福祉推進部次長(兼)障がい福祉課長
8	海和 弘信 障がい福祉課長補佐
9	澤井 厚志 障がい福祉課障がい福祉第二係長
10	奥山 紗央里 障がい福祉課障がい福祉第二係主任精神保健福祉士
11	齊藤 夏希 障がい福祉課障がい福祉第二係 主事

#### 山形市社会福祉協議会

(山形市成年後見センター)

1	高瀬 謙治 常務理事
2	佐藤 貴司 事務局長
3	漆山 弘幸 事務局次長(兼)相談支援課長
4	鈴木 裕美 相談支援課 権利ようご係長
5	児玉 和行 相談支援課 権利ようご係 主任
6	木内 優子 相談支援課 権利ようご係 主任
7	常川 光 相談支援課 権利ようご係 主事

## 中核機関(山形市成年後見センター)の活動状況

### 1. 広報活動について

成年後見制度の普及ならびに成年後見センターの広報、また関係機関と連携・調整を図るため下記のような広報・普及活動を行っています。

#### (1) 成年後見センターのチラシを作成、配布

成年後見センターのチラシを作成し、相談対応の際に活用しています。

#### (2) 成年後見センターだより発行

成年後見制度の周知、センターからのお知らせ、広報を目的に発行しています。

令和4年度は、9月と2月の年2回発行しました。

#### (3) 社協だより・ホームページへの掲載

社協だよりやホームページへ成年後見センターの紹介等を掲載し、広報・周知を図りました。

#### (4) 出前講座の実施(研修会講師依頼含む)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	0	3	3										6
令和4年度	1	2	1	0	4	2	2	0	0	0	1	1	14
令和3年度	0	0	1	2	1	2	2	0	1	0	3	2	14

例) ケアマネジャー研修会、いきいきサロン、地区民児連 等

#### ●内容

成年後見制度や成年後見センターの概要、現状、相談内容など対象者に合わせて説明を行っています。

## 2. 相談対応について

成年後見制度の利用に関する相談・個別の相談ケースの対応、申し立て手続きに対する助言、書類の書き方などの支援を行っています。

以下、令和3年度からの山形市成年後見センター事業相談及び問合せ状況です。

### (1) 相談・問い合わせ状況

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	
相 談 内 訳	高齢者	初回	20	23	21										64	
		継続	8	6	8										22	
	障がい者	初回	3	6	4										13	
		継続	0	1	3										4	
	その他	初回	2	1	2										5	
		継続	0	0	0										0	
	令和5年度 計			33	37	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108
	令和4年度延べ件数			55	34	76	32	66	55	31	66	35	44	31	55	580
	令和3年度延べ件数			49	45	40	40	60	43	38	52	62	43	41	46	559

※初回・・初めてセンターに入った相談 ※継続・・2回目以降の相談

### (2) 相談連絡方法別内訳

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
問 合 件 数	電 話	高齢	20	20	22										62
		障がい	2	6	6										14
		その他	2	1	2										5
	来 所	高齢	5	5	7										17
		障がい	1	1	1										3
		その他	0	0	0										0
	訪 問	高齢	3	4	0										7
		障がい	0	0	0										0
		その他	0	0	0										0
令和5年度 計			33	37	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108
令和4年度延べ件数			55	34	76	32	66	55	31	66	35	44	31	55	580
令和3年度延べ件数			49	45	40	40	60	43	38	52	62	43	41	46	559

(3)相談者別内訳

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
問 合 ・ 相 談 者	本 人	高齢	4	4	0									8	
		障がい	0	0	0										0
		その他	0	0	0										0
	令和5年度合計		4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	令和4年度合計		9	1	8	2	13	4	9	14	0	2	1	10	73
	令和3年度合計		3	9	1	3	9	8	6	5	5	5	3	7	64
	親 族	高齢	4	8	11										23
		障がい	1	2	1										4
		その他	0	0	0										0
	令和5年度合計		5	10	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27
	令和4年度合計		12	6	12	7	16	15	7	15	7	16	14	11	138
	令和3年度合計		7	13	13	11	13	5	9	12	13	6	8	5	115
	山形市役所	高齢	0	1	2										3
		障がい	0	2	0										2
		その他	0	0	0										0
	令和5年度合計		0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	令和4年度合計		4	1	9	6	5	0	1	2	4	4	2	1	39
	令和3年度合計		4	1	2	6	2	5	2	4	2	3	2	3	36
	地域包括 支援センター	高齢	0	0	1										1
		障がい	0	0	3										3
		その他	0	0	0										0
	令和5年度合計		0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	令和4年度合計		5	0	4	1	6	8	2	4	4	3	0	4	41
	令和3年度合計		3	2	0	3	5	2	3	2	3	2	5	0	30
	居宅・ 福祉関係者	高齢	13	12	9										34
		障がい	2	0	2										4
		その他	0	0	0										0
令和5年度合計		15	12	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	
令和4年度合計		12	12	25	6	15	16	5	16	5	9	11	13	145	
令和3年度合計		15	3	14	2	12	7	3	10	20	9	10	18	123	
民生委員	高齢	0	1	0										1	
	障がい	0	0	0										0	
	その他	0	0	0										0	
令和5年度合計		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
令和4年度合計		0	0	2	1	0	1	1	0	0	0	0	1	6	
令和3年度合計		1	1	1	4	1	3	1	1	0	1	1	0	15	
社協・ 金融機関	高齢	2	0	1										3	
	障がい	0	0	0										0	
	その他	2	1	2										5	
令和5年度合計		4	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
令和4年度合計		6	6	5	4	3	1	0	5	6	3	0	6	45	
令和3年度合計		3	2	2	6	8	6	9	7	3	8	4	4	62	
その他	高齢	5	3	5										13	
	障がい	0	3	1										4	
	その他	0	0	0										0	
令和5年度合計		5	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	
令和4年度合計		7	8	11	5	8	10	5	10	9	2	3	9	87	
令和3年度合計		13	12	7	5	10	7	5	11	16	9	8	9	112	

## (4)相談内容内訳

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
相 談 内 容	成年後見制 度について	高齢	14	16	18									48	
		障がい	2	4	5										11
		その他	2	0	0										2
	令和5年度合計		18	20	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61
	令和4年度合計		18	13	25	13	34	17	16	32	15	21	17	27	248
	令和3年度合計		23	26	17	14	28	25	20	22	38	18	18	14	263
	申立・手続・ 説明・支援	高齢	8	7	9										24
		障がい	0	4	3										7
		その他	0	0	0										0
	令和5年度合計		8	11	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
	令和4年度合計		7	6	12	2	13	13	6	18	4	9	11	11	112
	令和3年度合計		12	12	15	12	23	15	13	24	23	16	11	11	187
	金銭・財産 について	高齢	9	10	12										31
		障がい	3	0	2										5
		その他	0	0	0										0
	令和5年度合計		12	10	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
	令和4年度合計		30	8	26	24	31	21	6	20	19	19	20	39	263
	令和3年度合計		17	7	19	12	21	12	8	17	17	10	15	23	178
	将来に対す る不安	高齢	10	10	13										33
		障がい	2	1	2										5
		その他	0	0	0										0
	令和5年度合計		12	11	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38
	令和4年度合計		22	8	29	16	28	17	12	24	12	18	15	34	235
	令和3年度合計		13	13	9	11	17	9	10	11	10	8	12	17	140
	後見人業務 について	高齢	6	5	7										18
		障がい	0	1	1										2
その他		0	0	1										1	
令和5年度合計		6	6	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	
令和4年度合計		11	11	18	7	10	2	9	11	10	11	3	13	116	
令和3年度合計		13	12	2	6	7	4	6	4	11	11	12	5	93	
後見センター について	高齢	0	0	0										0	
	障がい	0	0	1										1	
	その他	2	1	1										4	
令和5年度合計		3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	13	
令和4年度合計		2	5	8	8	8	5	4	4	3	4	3	29	83	
令和3年度合計		2	4	0	3	0	1	3	0	2	1	1	2	19	
その他	高齢	3	1	5										9	
	障がい	0	1	0										1	
	その他	0	0	0										0	
令和5年度合計		3	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
令和4年度合計		11	1	0	2	7	2	2	5	1	2	1	6	40	
令和3年度合計		8	7	3	11	13	10	12	7	9	6	2	2	90	

### 3. 利用促進について

#### ●後見人等受任者調整

親族による申立が見込まれない相談ケースについては関係会議を開催し、課題にあった第三者成年後見人が受任されるよう調整を行っています。

(1) ケース会議(毎月第二火曜日に定例開催)

メンバーは、山形市長寿支援課ようご支援係、障がい福祉課障がい福祉第二係、成年後見センター担当。

(2) ケース方針調整会議(毎月1回開催)

メンバーは、山形県弁護士会、リーガルサポート山形支部、ぱあとなあ山形、山形市社会福祉協議会法人後見の第三者受任機関より1名委員を選出いただいています。

事務局として山形市長寿支援課、障がい福祉課、成年後見センターが参画しています。

R5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	2	5	3										10
ケース方針調整会議	2	5	3										10
内、リレーケース	0	0	0										0
調整保留	0	0	1										1

※6月の1件は、2月案件再調整

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数
高齢者	9
障がい者	1
合計	10

類型別	件数
後見	7
保佐	3
補助	0
未定	0
合計	10

受任調整先	件数
県弁護士会	0
リーガル	0
ぱあとなあ	3
市社協	5
市民後見人	1
保留	1
合計	10

課題解決後リレー2件

R4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	2	3	2	3	2	0	3	5	0	2	5	3	30
ケース方針調整会議	2	3	2	3	2	0	3	5	0	2	5	3	30
内、リレーケース	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
調整保留	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3

市長申立状況  
28件(長寿支援課)  
0件(障がい福祉課)

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数
高齢者	29
障がい者	1
合計	30

類型別	件数
後見	25
保佐	5
補助	0
未定	0
合計	30

受任調整先	件数
県弁護士会	1
リーガル	2
ぱあとなあ	9
市社協	13
市民後見人	3
保留	3
合計	31

※リーガル・社協複数後見1件

R3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	2	4	3	3	0	6	6	5	0	6	5	4	44
ケース方針調整会議	2	4	3	3	0	6	6	5	0	6	5	4	44
リレーケース	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
調整保留	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5

市長申立状況  
34件(長寿支援課)  
3件(障がい福祉課)

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数
高齢者	40
障がい者	4
合計	44

類型別	件数
後見	37
保佐	7
補助	0
未定	0
合計	44

受任調整先	件数
県弁護士会	5
リーガル	9
ぱあとなあ	6
市社協	23
市民後見人	3
保留	0
合計	46

※複数後見案件2件

## 4. 後見人支援について

### (1)後見支援チーム会議

市長申立案件について、審判後も成年後見センターとして継続した支援が行えるよう、後見人や関係者が、情報共有や支援の方向性を検討する後見支援チーム会議を開催しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	0	2	0										2
令和4年度	2	4	3	2	0	2	3	3	2	2	1	1	25
令和3年度	3	5	1	0	3	3	2	1	4	1	2	4	29

### (2)後見支援チーム会議への専門職派遣

後見支援チームが専門的な課題を抱えている場合には、必要に応じて専門職を派遣し、課題解決に向けたアドバイスが得られるように支援しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	0	0	0										0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
令和3年度	0	0	1	2	0	0	1	0	1	0	0	0	5

## 5. その他

### ●市民後見人の養成

#### (1)市民後見人養成に関する取り組み

##### ①令和4年度市民後見人養成基礎講習

受講ガイダンス 令和 4年 8月 4日

養成講習 令和 4年 9月29日 ～ 令和 5年 1月26日

座学 6日間 実習 2日間

令和4年度は受講生13名中9名の方が修了しています。

##### ②令和5年度市民後見人養成基礎講習

受講ガイダンス 令和 5年 8月 3日

養成講習 令和 5年 9月28日 ～ 令和 6年 1月25日

座学 6日間 実習 2日間

#### (2)市民後見人名簿登録推移

	修了者累計(※1)	登録者(※2)	受任者(※3)
H28	22(22)		0
H29	34(12)	14	1
H30	45(11)	23	4
H31	58(13)	28	6
R2	69(11)	37	3
R3	77(8)	46	3
R4	86(9)	48	7
R5		49	7

※1 ()内は当該年度の修了者数。

※2 前年度までの修了者について、当該年度の5月に家裁に登録した人数。

基礎講習を修了しても、市民後見人登録を希望しない修了者もいる。

※3 受任者は年度内の最大値

#### (3)市民後見人連絡会の立ち上げ

市民後見人同士の交流、情報交換の機会を作り、課題やニーズを把握します。

令和4年度は、10月7日に山形市と仙台市合同の交流会を開催しました。



## 令和4・5年度 成年後見制度利用促進の取組進捗状況

### ●「山形市成年後見制度利用促進基本計画」の見直し

現在の「山形市成年後見制度利用促進基本計画（令和3年度～5年度）」について、現在の取組状況の検証を行うとともに、国「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を反映した内容とした、市計画（令和6年度～8年度）の見直しを行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、関係機関】

- ・市基本計画改訂版策定中。

### 1. 地域連携ネットワークの強化

山形市成年後見推進協議会を開催し、地域における連携体制の構築や権利擁護に係る諸課題の解決に向けた協議を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、関係機関】

- ・令和4年度…第1回：令和4年7月26日開催。第2回：令和5年2月17日開催。
- ・令和5年度…第1回：令和5年8月1日開催。第2回：令和6年2月開催予定。

成年後見センターを中心とした地域連携ネットワークを更に強化するため、地域包括支援センターネットワーク連絡会、民生委員・児童委員協議会定例会、福祉協力員研修会、介護サービス事業所連絡会等において、制度周知、情報共有、事例検討等を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター等、民生委員・児童委員、福祉協力員】

- ・令和4年度…包括支援センター権利擁護部会において、協議会の協議内容を報告した。

関係機関との連携を強化し、制度利用が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげるため、成年後見センターの活動と、町内会・自治会等による地域活動、民生委員・児童委員又は福祉協力員による高齢者等の見守り活動、愛の一声運動や緊急通報システム事業等の各種事業との連携強化に向けた具体的な取組みを検討する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

★具体的な事業連携には至っていない。⇒ 現状の課題。

## 2. 周知・広報

成年後見センターのパンフレット及び「成年後見センターだより」を作成、配布する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター等】

- ・センターだより：令和4年度第1号を9月、第2号を令和5年2月に発行。いずれも350部。  
配布先：生活支援員、市民後見人養成基礎講習受講者、ケース方針調整会議委員、社協相談窓口、金融機関、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所、医療機関相談室。

任意後見、保佐、補助の利用が促進されるよう、家庭裁判所や専門職団体と連携しながら、市民や関係機関に対し各種類型の利用によるメリットや参考事例の周知を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

★類型の紹介は行っているが、具体的な事例周知には至っていない。⇒ 現状の課題。

民生委員・児童委員等の地区関係者と連携し、市民に対し、見守り活動時のパンフレット配布等を通じて、制度の内容や相談窓口の周知を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、民生委員・児童委員】

- ・令和4年度は民生委員児童委員改選期を考慮し、制度周知を見送った。
- ・令和5年度に市民児連会長連絡会において制度周知を行う予定。

関係者による支援体制を強化するため、医療機関、介護サービス事業所、金融機関等に対し、制度の内容や相談窓口の周知を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

- ・令和4年度に新たに市消費生活センターへチラシを配布した。
- ・(障がい)福祉制度説明会において、市民に対して制度の利用や相談窓口の周知を行った。R4実績7回。

地域内での小規模な集会や事業所単位の勉強会等において、成年後見制度に関する出前講座を開催する。

【実施主体：成年後見センター】

- ・令和4年度…実績14回（資料1-1参照）。

権利擁護セミナーを開催し、専門家による講話を行うほか、個別の相談対応を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター等】

- ・令和5年2月21日にオンラインにて開催。 テーマ「高齢者虐待」。

成年後見制度市民セミナーを開催する。

【実施主体：成年後見センター】

- ・令和4年度…8月26日に開催。参加者16人（うち10人が終了後の個別相談を利用）。
- ・令和5年度…9月5日に開催。

### 3. 相談対応

各種相談窓口の周知を行うとともに、成年後見センターや地域包括支援センター等において相談対応を行う。相談対応に当たっては、必要に応じて専門の相談窓口につなげるなどニーズに応じた相談対応を行うとともに、成年後見制度以外の支援が必要な場合は、福祉まるごと相談員や生活サポート相談窓口等と連携して対応する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター等】

- ・福祉まるごと相談員や生活サポート相談窓口との情報交換を行いながら、連携した対応を行う。
- ・（障がい）相談支援事業所において、権利擁護・成年後見制度に係る相談を受け付け、必要に応じて専門の相談窓口（成年後見センター等）に繋げた。R4相談対応実績：68件。

相談対応を行う職員の資質向上を図るため、成年後見センター、地域包括支援センター等の職員に対する研修を実施する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター等】

- ・後見センター：内部研修を月1回実施。要綱、マニュアル等の確認、事例検討会。
- ・包括職員：R3に見直しを行った「権利擁護ハンドブック」を包括内で共有した。

### 4. 成年後見制度利用促進

専門職後見人受任者調整のためケース方針調整会議を開催する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、県弁護士会、リーガルサポート山形支部、県社会福祉士会、市社協】

- ・月1回開催し、受任候補者について協議を行っている。…実績は資料1-1参照。

**市民後見人養成基礎講習を開催する。**

**【実施主体：成年後見センター】**

- ・令和4年度…受講者13人、修了者9人。 ※資料1-1参照。  
フォローアップ講習を10月7日に開催した。市社協まるごと相談係が講師。
- ・令和5年度…令和5年8月3日にガイダンス開催。  
令和5年9月28日から令和6年1月25日の期間で講習を開催。

**基礎講習修了者から選考した市民後見人候補者について、名簿登録した上で家庭裁判所と受任に向けた調整を行うとともに、法人後見事業生活支援員としての活動を推進する。**

**【実施主体：成年後見センター】**

- ・リレー案件に加え、直接受任増加のための検討、調整を継続する。
- ・生活支援員活動に加え、名簿登録者へのフォローアップ講習を実施する。

**市民後見人の孤立を防止し、支援強化を図るため、「市民後見人連絡会」を立ち上げ、市民後見人同士の交流・情報交換の機会を設ける。**

**【実施主体：成年後見センター】**

- ・令和4年度…仙台市市民後見人連絡会と令和4年10月7日に交流会を開催した。
- ・令和5年度…仙台市連絡会との交流を継続し、「山形市連絡会」立ち上げを目指す。

**成年後見制度市長申立てを実施する。**

**【実施主体：山形市】**

- ・令和4年度実績…28件（高齢者28件・障がい者0件）。

**後見人等報酬助成を実施する（本人・親族申立てを含む）。**

**【実施主体：山形市】**

- ・令和4年度実績…53件（うち親族申立て案件2件）（高齢者47件・障がい者6件）

## 5. 後見人支援の推進

本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した支援を行うため、市長申立て案件について後見支援チーム会議を開催する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、後見人等、関係機関】

・令和4年度実績…25回開催。

家庭裁判所と連携し、親族後見人に対し、チーム形成等の後見人支援の内容や相談窓口を周知し、親族後見人の活動を支援する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

★親族後見人の実態把握が困難なため、具体的な取り組みに至っていない。⇒ 現状の課題。

専門性の高い課題を抱えている場合、弁護士、司法書士、社会福祉士が後見支援チーム会議に参加し、助言を行う「専門職派遣事業」について、周知を行い、内容の改善を図りながら、より効果的に実施する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、県弁護士会、リーガルサポート山形支部、県社会福祉士会】

・実績6件（令和3年度5件・令和4年度1件）。 ※資料1-1参照。

・令和5年度…8月に1件開催予定。

## 報告(2) 各団体・機関の活動状況

団体名	山形県弁護士会
活動状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者・障がい者のための法律相談窓口</li> <li>2 山形市ケース方針調整会議への委員派遣</li> <li>3 市民後見人研修への講師派遣</li> <li>4 裁判所に対する後見候補者の推薦（候補者数 山形市内42名 県内62名）</li> <li>5 専門職派遣事業への弁護士派遣</li> </ol>
団体名	成年後見センター・リーガルサポート山形支部
活動状況	<p>専門職団体として、山形市・天童市の成年後見センターケース方針調整会議に委員として出席している。また、「高齢者・障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ」にも参加し、専門職団体（弁護士会・社会福祉士会・精神保健福祉士会）、山形県と相互の情報交換を行っている。</p> <p>当支部会員に対しては、受任事件の報告を受けフォローする取組みを行っている。</p> <p>その他、山形県司法士会との共催で毎月第3木曜日午後6時から8時に無料電話相談会を実施している。（別添チラシ）</p>
団体名	山形県社会福祉士会
活動状況	別添資料参照
団体名	山形県行政書士会
活動状況	<p>山形県行政書士会内に組織している成年後見特別委員会において、令和5年度の事業計画を作成し、計画に基づいて活動している。</p> <p>具体的には、県内各地で「終活セミナー」などを開催予定である。</p>
団体名	医療機関（山形さくら町病院）
活動状況	<p>患者からの希望がある際に診断書を作成している。</p> <p>また、必要時には制度の説明や利用促進を行っている。</p>

団体名	山形市民生委員児童委員連合会
活動状況	<p>山形市民生委員児童印連絡会は各委員の資質向上を目指して6部門の研修部会を設置。希望する委員が各々の部会に所属し、研修会や勉強会を通して自らの専門的知識の向上に努めている。その他、高齢者部門では福祉制度について研修会を予定するなど、自己啓発に向けた取組みをしている。</p>
団体名	山形市地域包括支援センター権利擁護部会
活動状況	<p>●成年後見制度に関する相談の現状</p> <p>地域包括支援センターによって違いはあるが、令和4年度の相談件数は0～15件。内容は身寄りが無い方や家族関係の悪い方、将来的な不安に関する事など。</p> <p>申立てに繋がった件数は0～3件。市長申立ての他、親族申立てについても後見センターや市ようご支援係と連携した事例もある。内容は、親族からの金銭搾取疑いや認知症の一人暮らし、福祉サービス利用援助事業からの移行等。</p> <p>相談件数は徐々に増加している。</p> <p>●成年後見制度の周知啓発活動</p> <p>コロナ禍ではあるが対面にて周知啓発する機会（地域包括支援センター主催の介護予防教室や認知症カフェ等）が増えている。裁判所や後見センターのパンフレットを活用して説明している。その他、広報誌に掲載している包括が多い。</p> <p>制度が難しく広く住民まで周知できていないのが現状であり、説明側のスキル向上と、関心を持って下さる人をどう増やすかが課題であるとの声も聞かれる。</p> <p>●成年後見制度に関する課題</p> <p>当事者が、もっと早い段階で考えておかなければならない問題とは認識していない事と思われる。今後困るとわかっていても、後見人への報酬支払の金銭面などで躊躇する、頼れる親族がいない、本人や親族との意見が対立している等がある。</p> <p>実際に制度を利用する場合、申立てに至るまでの手続きが煩雑であること、利用までに時間がかかることも課題である。特に、利用まで支援・見守りの体制を整える必要があるが、その期間の関わりを包括やCMが担うことも負担である。</p> <p>また、地区の会議で「後見＝身ぐるみをはがされる」イメージの話が出たことがある。正しい情報の普及啓発が必要だが、包括職員自身の知識や実務が追いついていない現状もある。例えば、自発的な制度利用に繋がるよう、以前行っていた「申し立てに関する講座」のようなものを市民や支援者向けに企画してはどうか。</p> <p>包括で関わる方の中にも利用予備軍がいる状況で、後見制度利用支援事業や支援チーム会議も整備されサポート体制ができているが、なお一層スピード感をもって対応が図れるよう体制強化が必要ではないかと感じる。</p>

団体名	山形市障がい者自立支援協議会
活動状況	<p>障がい者の地域生活を関係機関（障がい福祉サービス事業所や保健・医療機関等）が協働して支援していくための協議を各部会等で行っている。また、相談支援事業所の情報交換や困難ケースの検討等を行っている。</p> <p>成年後見制度に関して、相談支援専門員から積極的に情報提供しておらず家族等から問い合わせがあった場合に都度対応している状況。昨年度、相談支援事業所が関わり成年後見制度に繋がったケースは1件。今年度は成年後見センターから講師を招いて制度についての勉強会を開催する予定である。</p>
団体名	山形県健康福祉部高齢者支援課
活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度より、市町村職員向け成年後見利用促進研修会を開催。</li> <li>・「高齢者、障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ」への参加。</li> <li>・家庭裁判所主催の連絡会への参加。</li> <li>・市町村単位の協議会への参加 等</li> </ul>
団体名	山形家庭裁判所
活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事関係機関との連絡協議会の開催（令和5年11月17日予定）。</li> <li>・制度利用者数や成年後見制度の運用についての説明（講師派遣等）、各種統計資料堂の数値提供。</li> <li>・地域連携ネットワーク機能の強化、福祉・行政と司法との相互理解の促進を目的とした、県・自治体担当者との意見交換。</li> <li>・県による自治体担当者向け研修会、自治体が主催する協議会等へのオブザーバー参加（内容に応じ、支部・出張所を含めて対応）。</li> <li>・受任者調整会議へのオブザーバー参加、マッチングや後見人支援等における中核機関等と家裁との連携イメージについての説明や意見交換。</li> <li>・専門職団体等の関係機関との連携に向けた協力。</li> </ul>



## 「後見人等報酬助成制度」の申請期限設定について

本市では「山形市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を定め、市長が本人や親族に替わって申立てを行う、申立てに係る費用を負担する等の支援を行っている。後見人等への活動に対する報酬についても、被後見人等が経済的に困窮しており報酬の支払いが期待できない場合は、報酬を助成する事業を行っている。

この報酬助成制度について、今年度より申請に対する期限を定めたものである。

### ●設定内容 要綱については、別紙資料3-2を参照

#### 1. 申請期限

助成の対象となる報酬は、報酬付与の審判日から1年以内のものとする。

#### 2. 期限の特例

申請期限を超過した報酬についても、災害、疾病その他やむを得ない理由があったと市長が認める場合にあっては、助成の対象とする。

### ●設定の経緯

成年後見制度利用者の増加と併せて、現在、報酬助成を含めた制度利用拡大の周知を行っていることから、今後は報酬助成の申請が増加していくことが想定されるが、従来の要綱では申請期限が定められていない。

過去複数年分の報酬助成申請による予算超過により、当該年度の対象者への助成が妨げられることを防ぐため、申請期限を定めるものである。

申請期限については、家庭裁判所が1年間の後見活動の実績に対して報酬付与額を決定し、1年ごとに報酬付与審判を行っていることから、審判があった日から1年を経過する日とする。

ただし、従来は無かった申請期間を制限する変更であり、周知期間も設けていないことから、止むを得ない理由により申請期限を超過したものについても、助成対象として認め、交付申請を受け付けるものとする。

#### 《参考》

被後見人が生活保護受給者等のため報酬の支払いが困難である場合、月額で在宅28,000円、施設入所中18,000円を限度とし、予算の範囲内で助成する。

#### ●令和4年度実績

(高齢者) 助成実績47件。7,859,723円。 予算額11,985,000円。

(障がい者) 助成実績6件。1,454,880円。 予算額2,160,000円。

## 令和 5 年度山形市成年後見制度利用支援事業実施要綱 一抜 粋一

(成年後見人等の報酬の助成)

第 5 条 市長は、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）が、第 2 条第 1 号アからエまでのいずれかに該当する者であって前条第 1 項各号のいずれかに該当するもの（以下「助成対象者」という。）であるときは、助成対象者が負担する成年後見人若しくは成年後見監督人、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人（以下「成年後見人等」という。）の報酬について、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和 5 2 年市規則第 1 0 号。以下「適正化規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成する。ただし、成年後見人等が助成対象者の配偶者又は四親等内の親族である場合には、助成の対象としない。

(助成の申請等)

第 6 条 前条の助成を受けようとする助成対象者又は成年後見人等は、適正化規則第 5 条の規定にかかわらず、成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（別記様式第 1 号）に家庭裁判所が通知する報酬付与の審判の決定通知書の写し及び家庭裁判所に提出した財産目録の写しを添えて、当該報酬付与の審判があった日から起算して 1 年を経過する日（その日が令和 6 年 3 月 3 1 日後である場合又は災害、疾病その他やむを得ない理由により当該 1 年を経過する日までに申請をすることが困難であったと市長が認める場合にあつては、令和 6 年 3 月 3 1 日）までに市長に提出しなければならない。

## 「山形市成年後見制度利用促進基本計画」改訂版の策定について

「山形市成年後見制度利用促進基本計画」の改訂につきましては、令和5年2月開催の市成年後見推進協議会において経緯及び方向性を協議し、協議会委員へ令和5年6月に事務局作成の原案に対する意見聴取を行った。

このたび、下記のとおり「素案（資料4-2）」を作成したものである。

なお、令和5年2月に協議した方向性は以下のとおり。

- 「山形市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画）」に利用促進の取組を記載することにより、「山形市成年後見制度利用促進基本計画」改訂版として位置付ける。
- 現在の「山形市計画」は取り組みから2年しか経過していないため、現計画の構成を踏襲し、内容を修正したものとする。また、国第二期計画における目的・目標・方針がほぼ網羅されているため、現計画を踏襲しつつ、取組の進捗状況や課題に応じて必要な修正を行い、山形市としての独自性のある計画として策定する。
- 取組状況の評価として、令和5年度「山形市の取組」の進捗状況を検証する。

### 素案の趣旨

●国第二期計画を踏まえ、「地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにする」ことを目的とした。

●「令和4・5年度の市の取組進捗状況（資料1-2）」より、「地域における事業との連携」「任意後見等の周知」「親族後見人活動の支援」を課題として抽出した。

その他の取り組みに関しては、基本的に「継続」とする。

●上記に加え、現計画の中から「専門職後見人への支援」「後見人の不正防止」について記載内容を検討、「周知・広報」「市民後見人」については内容を拡大する。

### 今後のスケジュール

- ・令和5年 6月 協議会委員へ改訂原案への意見照会。
- ・令和5年 8月 令和5年度第1回協議会にて、素案を提示・協議。  
～事務局を中心に、委員の協力を得ながら協議結果を踏まえて修正～
- ・令和5年11月 山形市社会福祉審議会にて第9期計画全体案を諮問。
- ・令和6年 1月 山形市社会福祉審議会にて第9期計画全体の答申。
- ・令和6年 2月 令和5年度第2回協議会にて、答申結果を報告。  
改訂版を基にした「令和6年度取組」を協議。
- ・令和6年 3月 第9期計画策定。
- ・令和6年 4月～ 第9期計画の実施。完成版を委員に配布。

**素案 市成年後見制度利用促進基本計画改訂版**

=市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画）

## ● 権利擁護

第9期介護保険事業計画策定にあたって実施した「高齢者実態調査結果」において、「認知機能の低下リスク出現率」が52.3%と、前回調査より1%上昇したように、認知症高齢者や高齢者のみの世帯の更なる増加が見込まれる中、介護が必要になったり、認知症になったりしても、高齢者の尊厳のある生活を守るため、成年後見制度の利用促進や高齢者の虐待防止等の権利擁護に関する取組を更に強化していくことが必要です。このため、以下の事項に取り組みます。

なお、(1)については、成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項）に位置付けます。また、山形市地域福祉計画、山形市障がい者基本計画における理念や施策等との整合性を図りながら、成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進します。

(1) 成年後見制度の利用促進

認知症や精神上の障がいがある方等、更に家族や親族の支援を受けられない身寄りがない方が増加する中、こうした高齢者等の生活を支えるためには、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の活用が重要です。平成28年には成年後見制度の利用の促進に関する法律が成立し、平成29年に成年後見制度利用促進基本計画が策定され、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされました。

また、令和4年度には、令和8年度までを計画期間とした「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、地域共生社会の実現に向け、「成年後見制度等の見直しに向けた検討」「総合的な権利擁護支援策の充実」「尊厳のある本人らしい生活を継続するための制度の運用改善」「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」の施策が掲げられており、成年後見制度の利用促進に向けた更なる取組の推進が求められているところです。

山形市では、平成25年に設置した山形市成年後見センターを、平成30年度に地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関に位置付け、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、地域連携ネットワークが担う広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果の強化など様々な取組を進めています。

また、平成30年度に専門職団体や関係機関等から構成される「山形市成年後見推進

協議会」を設置し、地域における連携体制の構築や権利擁護に係る諸課題の解決に向けた協議を行っています。

今後、これらの取組をより一層推進するため、これまでの取組を評価しつつ、**本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護を重視しながら、成年後見制度の利用を必要とする方が、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目指し、①から⑤までの取組を進めていきます。**

#### ① 地域連携ネットワークの強化

山形市成年後見センターを中心とした地域連携ネットワークを更に強化するため、山形市成年後見推進協議会や地域包括支援センターネットワーク連絡会等において、成年後見制度の周知や事例検討を行うことなどにより、家庭裁判所、専門職団体、地域包括支援センター、医療・介護事業者、民生委員・児童委員、消費生活センター、金融機関等との連携をより一層強化します。

また、相談対応に基づく支援に加えて、成年後見制度の利用が必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげるアウトリーチを推進するため、成年後見センターの活動と、町内会・自治会等による地域活動、民生委員・児童委員又は福祉協力員による高齢者等の見守り活動、**愛の一声運動や緊急通報システム事業等の各種事業**との連携を強化します。

現状の課題：連携が進んでいない。→具体的な事業名を削除し、毎年の取組で対応。

#### ② 周知・広報

成年後見制度やその利用方法、相談窓口等に関する市民への周知について、分かりやすく親しみやすいパンフレットを活用し、成年後見センター、地域包括支援センター、老人福祉センター**公民館、コミュニティセンター**等における周知を行うとともに、民生委員・児童委員、福祉協力員等の地区関係者と連携し、見守り活動等を通じた積極的な周知を行います。

また、成年後見制度の利用が必要な方、成年被後見人等への支援体制を強化するため、市民への周知のほか医療機関、介護サービス事業所、金融機関等への周知も進めます。

**加えて、パンフレット以外にも、「広報やまがた」やホームページの活用による効果的な周知、また、SNSの活用による、時代に即した周知方法を検討します。**

## 素案 市成年後見制度利用促進基本計画改訂版

=市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画）

また、成年後見センターによる出前講座について、地域内での小規模な集会や事業所単位の勉強会等も含め、様々な機会を捉えて積極的な広報活動を行っていきます。

さらに、地域内での小規模な集会や事業所単位の勉強会等に活用出来る、成年後見センターによる「出前講座」、一般市民を対象とした「成年後見セミナー」を開催し、積極的な広報活動を行っていきます。

成年後見制度についての周知に当たっては、利用者の個別のニーズに応じて、予防的な視点や早期の段階からの任意後見、保佐、補助の利用が促進されるよう、家庭裁判所や専門職団体と連携しながら、各種類型の利用によるメリットや参考事例を活用し、効果的な周知に努めていきます。

現状の課題：任意後見案件の実態把握不足。

国二期計画：「任意後見の利用促進」⇒効果的な周知方法等、具体的取組みの検討

## ③ 相談対応

総合的な相談窓口である成年後見センター、身近な相談窓口である地域包括支援センター、専門職団体による相談窓口など、支援が必要な方のニーズに応じた相談対応が行われるよう、各種相談窓口の周知を進めていきます。

相談対応に当たっては、必要に応じて、地域の専門職団体、法テラス等と連携して対応するとともに、成年後見制度以外の支援が必要な場合には、福祉まるごと相談員等、多くの専門機関と連携・役割分担して対応していきます。

## ④ 成年後見制度利用促進

後見人等の選任について、成年後見センターにおいて、引き続き、専門職団体と連携し、専門職後見人の受任者調整を行います。

市民後見人について、成年後見センターが実施している市民後見人養成基礎講習を継続的に実施するとともに、専門職後見人からのリレー案件の受任等、受任数増に向けた取組を行います。受任した場合には、後見人等監督人による支援を行うほか、

さらに、市民後見人候補者について、法人後見事業生活支援員としての活動に加え、「市民後見人連絡会」における、地域への周知啓発、出前講座や成年後見セミナーの運営等の活動を推進するなど、市民後見人等の活躍に向けた取組を進めていきます。

## 素案 市成年後見制度利用促進基本計画改訂版

=市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画）

また、福祉サービス利用援助事業の利用者のうち成年後見制度の利用等が望ましいケースについては、関係機関との連携により円滑な移行を支援します。

加えて、身寄りがない場合や虐待等の状況により本人や親族等による申立てが期待できない場合には、引き続き、成年後見制度利用支援事業による市長申立てや後見人等に対する報酬助成を行います。

市長申立てについては、適切に必要性を判断するとともに、申立までの事務を迅速に行うよう努めます。

報酬助成については、市長申立てに加えて、本人や親族等による申立てについても助成対象としています。が、必要に応じた事業の改善を検討していきます。

### ⑤ 後見人支援の推進

成年後見センターを中心とした地域連携ネットワークにより、親族後見人や市民後見人のみならず、経験の浅い専門職後見人に対しても相談助言を行い、後見人全体の底上げに取り組んでいきます。

親族後見人の実態把握・専門職後見人への支援方法

市長申立てのケースについては、山形市及び成年後見センターが後見支援チーム会議を開催するなど、不正防止の視点を持ちながら、継続的な支援を行います。

独立ではなく、支援の一環として表現。

後見人等やその他関係機関による後見支援チームが専門的な課題を抱えている場合には、必要に応じて専門職団体がチームに参加し、助言等を行う。専門職派遣事業について、より利用しやすいよう事業の改善を図るとともに、制度周知を図ります。

なお、親族申立て等のケースでチームが組織されていないものについては、チームの立ち上げから支援を行います。

現状の課題：親族申立案件の実態把握が困難。

また、後見支援チームによる支援においては、不正防止の視点を持ち、専門職団体と連携しながら、不正の防止や早期発見に努めます。

## 山形市成年後見推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者（以下「認知機能に障がいを有する者等」という。）の権利擁護に係る諸課題に関し、成年後見制度の利用の促進を始めとする権利擁護支援における地域連携体制を構築するとともに、当該諸課題の解決に向けた意見交換、協議等を行うため、山形市成年後見推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

### (協議事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議等を行う。

- (1) この市における成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) その他認知機能に障がいを有する者等の権利擁護に資すること。

### (構成)

第3条 推進協議会の委員は、認知機能に障がいを有する者等の権利擁護に係る諸課題に関し優れた識見を有する者として次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 権利擁護関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 地域福祉関係者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 行政関係者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 推進協議会に会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、その議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。



3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、公開することにより特定の個人、団体等に不利益をもたらすことが予見される場合には、会長の判断により非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 推進協議会の会務を処理させるため、福祉推進部に事務局を置く。

2 事務局員は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

山形県司法書士会  
(公社) 成年後見センター・リーガルサポート山形支部

どこに相談したらいいかわからない…

# 司法書士無料電話相談会

相続登記  
のことで悩んでいます

借金の返済  
で困っています

家賃や敷金  
のことでもめています

親が認知症に！？  
預貯金の管理と  
不動産の処分  
はどうしたらいい？

会社  
を作りたいです

土地や家の名義  
を変えたいです

カード会社から  
訴えられました

友人と お金の貸し借り  
のことでもめています

))) Information ((

無料電話相談会を開催します。

ご予約はこちら ☎023-642-3434

(平日10時～16時、毎月1日から相談日の3日前まで)  
※8月のご予約は8日締切となります。

日時

令和5年

4/20・5/18・6/15  
7/20・8/17・9/21

毎月第3木曜日 午後6時～午後8時

- 上記開催日の午後6時または午後7時の枠をご予約ください。
- ご相談の定員は各回10名とさせていただきます。
- ご指定のお電話番号に当会の会員が電話を差し上げ、ご相談に応じます。
- ご予約いただいた時間にご準備のうえお待ちください。
- 相談時間は30分間です。
- なるべく固定電話の番号をご指定ください。

## 山形県社会福祉士会活動の状況について

### 1 基本方針

---

成年後見センターぱあとなあ山形運営規程に則り、適切な運営を行うとともに、成年後見制度利用促進などに資する研修等の企画・運営・調査等を行う。

### 2 計画内容

---

#### (1) ぱあとなあ山形の運営及び名簿登録者の管理

- ① 名簿登録者の管理 名簿登録者 220名  
・活動報告書のチェック事業（2月）
- ② ぱあとなあ山形運営委員会の開催（年6回）  
・令和5年4月17日(月)、6月19日(月)、8月21日(月)  
10月23日(月)、12月18日(月)、令和6年3月4日(月)  
に Zoom（オンライン）を利用し、18時30分から開催
- ③ 成年後見人受任会員への支援体制の強化  
・事例検討会、学習会、情報交換会などの実施  
（ブロック別ケース検討会・情報交換会を年2回程度）
- ④ 基本実務研修の実施  
・令和5年6月18日（日）  
に Zoom（オンライン）を利用し13時～17時にて実施
- ⑤ 業務監査委員会の開催（年2回実施 9月・3月）

#### (2) 市町村の中核機関・制度利用促進施策に対する協力

- ① 中核機関の設置検討・準備、受任調整会議などへの運営委員又は会員派遣
- ② 市町村計画策定などへの運営委員又は会員派遣

#### (3) 住民・支援関係機関向け相談会及び講座の開催・協力

- ① 中核機関などで実施される住民講座などへの講師の運営委員又は会員の派遣
- ② こまくさ連絡会や関係機関と連携した相談会・研修会の実施

- (4) 日本社会福祉士会主催などの研修・会議への参加
- ① 都道府県「ぱあとなあ」担当者会議（東京開催）
  - ② 厚生労働省などが実施する制度利用促進にかかる各種研修・会議
- (5) 成年後見に関する電話相談・来所相談・訪問相談への対応
- ① 成年後見制度・権利擁護に関する随時相談対応
  - ② 社会福祉士会事務局での相談受付
  - ③ その他、必要時に会員を調整し、訪問相談などで対応
- (6) 法人後見業務の実施
- ① 業務執行者を「ぱあとなあ山形」会員に依頼し、ぱあとなあ山形運営規程、同法人後見運営規程、同法人後見事務取扱細則に則り業務の実施
- (7) 成年後見人養成研修の実施
- ① 成年後見人材育成研修及び成年後見名簿登録研修  
人材育成研修 参加者19名  
・7月22日（土）、8月26日（土）、9月23日（土）、10月21日（土）  
名簿登録研修  
・11月18日（土）（名簿登録研修）

以上